

2024年度（令和6年度）

福山市教育委員会会議録（第7回）

【8月28日（水）開催】

福山市教育委員会

# 福山市教育委員会会議録（第7回）

1 招集年月日 2024年（令和6年）8月28日（水）  
午前10時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	小林 巧 平
出席	2	神 原 多 恵
出席	3	横 藤 田 晋
出席	4	小 丸 輝 子
出席	5	児 玉 雅 治

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤 井 紀 子
学校教育部長	亀 山 貴 治
学校教育部参与	寺 田 拓 真
教育総務課長	亀 山 聰 子
政策調整官	手 島 智 幸
施設課長 兼学校再編推進室主幹	藤 野 原 啓 宏
学校再編推進室長	皿 海 三 樹 夫
学事課長	笹 尾 孝 治
学びづくり課長	片 山 富 行
福山中学校・高等学校 事務長	前 田 満
文化振興課 文化財担当課長	榑 拓 敏

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	高 橋 香 織
教育総務課職員	矢 野 果 穂 菜

【開会時刻 午前10時00分】

小林教育長 | それでは、ただいまから、2024年度（令和6年度）第7回福山市教育委員会会議を開会いたします。

本日の議案ですが、議第28号は議会提出案件のため、議第29号は公開時期が定められているため、議第30号及び議第31号は人事案件のため、協議事項は意思決定過程案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議したいと考えます。

御異議はございませんか。

全教育委員 | （異議なし）

小林教育長 | 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。

ではまず初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認についてです。2024年7月1日開催の第4回及び2024年7月25日開催の第5回教育委員会会議録について、何かございますか。

全教育委員 | （異議なし）

小林教育長 | 御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。

次に、日程第2 教育長報告についてです。

資料の1ページをお願いします。

8月3日、4日は姉妹都市である岡崎市の岡崎城下家康公夏まつりお招きいただきました。6日は、中学校体育連盟の全国大会出場に伴う表敬訪問があり、7日は第21回福山教育フォーラムに参加しました。8日は、2024市民平和のつどい・第70回市民平和大会、第70回原爆福山戦災死没者慰霊式に参列しました。9日は、鳳中学校と東朋中学校を訪問し、14日は、第27代高校生平和大使の市長表敬訪問、15日は、英数学館中学校テニス部の全国大会出場に伴う、市長表敬訪問に出席しました。20日は福山地区校長会連合会総会がローズコムであり、学校の安心安全についての協議などを行いました。22日は広島県都市教育長会の役員会に出席し、午後からは、湯田陸上、竹尋アスリートクラブ、FKC ジュニアランニングクラブの選手の皆さんの全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席しました。23日が元気大賞の部門表彰があり神辺東中学校を訪問しました。今回の元気大賞は先生の表彰で、自転車で倒れた高齢者を介助されたという表彰でした。26日は、退職校長会の懇話会があり、本日28日は、第7回教育委員会会議、午後から、福山南剣友会の全国大会出場に伴う市長表敬訪問に出席する予定です。

ご意見、ご質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

小林教育長

それでは、次に、日程第3 議第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について を議題とします。説明をお願いします。

手島管理部  
政策調整官

資料2ページをお願いします。  
議第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

(1) 趣旨についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものです。

報告書の内容については、7月1日の教育委員会会議で素案をお示ししておりますので、素案からの主な訂正箇所と、その後、教育に関し学識経験を有する方からいただいた意見についてご説明いたします。

別冊資料の2024年度(令和6年度)教育委員会点検・評価報告書を御覧ください。1ページの下部をご覧ください。本市が2023年(令和5年)5月にSDGs未来都市に選定されたことをうけ、本市の作成する計画書・報告書等にSDGsマークを積極的に掲載する方針としているため、その旨を追加で掲載しています。

33ページをご覧ください。指標としている公民館交流館利用者数について、素案では2023年度の利用者を105万人としておりましたが、83.7万人に訂正しております。その他、集計中であった数値の追加を行っています。

41ページを御覧ください。学識経験者からの意見についてです。今回は、福山市立大学副学長 伊澤 幸洋様、福山市PTA連合会会長 野田寿雄様、福山市図書館協議会委員 藤井真弓様の3名からいただきました。

「就学前教育」については、就学前施設に絵本の部屋を計画的に整備していることについて地域の子育て支援の充実につながっているという意見、数と言葉の習得において「遊びながら学ぶ、体験しながら学ぶ」取組みが大切であるという意見、幼保小連携において法人立を含めた就学前施設と小学校の連携の強化が必要である等の意見がありました。

「学校教育」については、全国学力・学習状況調査について、ICTの活用が十分行われている学校の方が結果が良いとの報道もあり、効果的にICTを活用して指導できるよう取り組んでほしいとの意見、中学生の指標が悪化していることについて、引き続き分析を行い、仮説を立てながら授業改善を強化してほしいという意見がありました。

また、不登校の増加については、保護者意識の変化や子どもたちの多様性を尊重する社会に作られてきたことが要因であるとの意見

のほか、不登校児童生徒の学力についても課題であるとの意見がありました。

「生涯学習・社会教育」については、交流館でのオンラインによる学習機会の充実に向け、交流館職員のICTスキルを高める必要があるとの意見や、利用者を実際の来館者とオンライン利用者に分けて分析することで、課題の捉え方が変わるのではないかという意見がありました。

図書館については、福山市図書館と学校図書館が連携することで双方の機能向上が期待できるという意見や、図書館に行っても本に親しんでもらうための工夫がもっとあるとよいとの意見がありました。

「文化財保護」については、調査研究にあたる専門的な人材の確保について、大学や地域の歴史サークルのような団体との連携を進めていく必要があるという意見がありました。有識者からいただいた意見については、今後の取組に活かしてまいります。

本報告書については、本日、御承認いただきましたら、8月30日に議会に報告する予定です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

小林教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

児玉委員           資料41ページに、「ICTの活用について、福山市は全国よりその指導する能力が高い」とありますが、具体的にどういうところが高いのか教えてください。

片山学びづくり課長       全国学力学習調査の「ICTを活用して授業している」という項目の数値が全国的に比べても高いということと、GIGAスクール構想で1人1台端末が導入される際に、いつでもどこでも学習ができるよう、持ち帰りを前提にしているということです。他市町は学校で充電、保管し、授業のとき使うという状況であり、福山市は子どもが興味あるときに調べられるところの差があると考えます。

「教材研究指導の準備、評価などにICTを活用する」という項目では、国が88.5%に対し、市が90%。「授業にICTを活用して指導する能力」という項目も、国が78.1%に対し、市は81.3%と数値にも表れています。

横藤田委員       資料41ページの学識経験者の意見は、この調査票を基にいただいたご意見ですか。それとも教育行政全般に対して視察をされたなどの上でのご意見ですか。

手島管理部  
政策調整官       点検評価報告書の内容と教育振興基本計画の2つを照らし合わせ、ご説明させていただきました。説明を聞いてのご意見です。

横藤田委員       書面でのやり取りですか。

手島管理部 政策調整官	対面で説明させていただき、ご意見をいただきました。
児玉委員	資料41ページの下から5行目に「中学生の心臓検診の精密検査受診率が低いため」と記載がありますが、具体的に何パーセントか教えてください。
亀山学校教育部長 神原委員	資料の29ページに「精密検査受診率」に記載があります。中学生は85.1%です。 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は、今後市議会へ提出し、質問やご意見などいただくことがありますか。
手島管理部 政策調整官	常任委員会でこの報告書の内容について説明し、その場で質問を取り上げます。常任委員会で意見を修正し報告書の内容を変更することは過去にはなく、現在の内容で公表になります。
神原委員	今後のアクションプランに、「これからこういうところに取り組んでいこう」「改善していこう」という記載がありますが、特に教育委員会として、重点的に取り組む項目を教えてください。
藤井管理部長	まずは、資料15ページの「学力向上」です。中学校の学力を伸ばした生徒の割合と、全国学テの40パーセント未満の生徒の割合の数値や子どもの姿に課題があると認識しています。つまずきの要因や学力テストの分析をする中で授業改善に努めます。 次に、19ページの「不登校」の課題です。本年度、学びづくり課に不登校支援チームを設置しました。これまで、学校任せになっていた不登校支援を教育委員会がしっかり関わり、関係部署や関係機関と連携し、子どもたちの支援、保護者の支援と、どこにも繋がっていない子どもを減らしていく取組を強化していきたいと考えています。 最後に「教職員の業務改善」です。来年度、統合型校務支援システムを導入します。校務に関わっては、大幅な業務量の削減が期待できますが、業務改善と併せて授業づくりにおいて教職員がやりがいを持てるような取組、研修も充実していきたいと考えています。
小林教育長	管理部長が説明をしたところは、評価において「やや遅れ」の項目になります。教育委員会として重点的に取り組んでいきます。  他に、何かありますか。
全教育委員	(なし)
小林教育長	ないようですので、お諮りします。 議第26号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

小林教育長

御異議ないようですので、議第26号は原案どおり可決しました。

それでは、次に、日程第4 議第27号 2025年度(令和7年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択についてを議題とします。

説明をお願いします。

片山学びづくり課長

議第27号 2025年度(令和7年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択について説明します。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、その障がい等の状態が様々であるため、各学校において、児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成します。

別冊資料2の1ページをご覧ください。特別支援学級においては、各学校が児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成し、目標や内容に応じて、教科用図書、いわゆる教科書を次の1から3の中から、適切なものを選定します。「1 文部科学省検定済教科書」は、通常の学級で使用している教科書です。知的発達に遅れのない児童生徒は、小・中学校学習指導要領に準じた教育課程により、通常の学級の児童生徒と同じ教科書を使用します。知的発達に遅れのある児童生徒は、特別支援学校学習指導要領を参考にした教育課程により、児童生徒の実態に応じたものを選定し、下の学年の教科書を使用します。

資料の2ページをご覧ください。2025年度(令和7年度)に本市小中義務教育学校で使用する検定済教科書の一覧です。これらの検定済教科書は、前回7月31日の教育委員会会議において採択をしています。

1ページに戻ります。「2 文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がい特別支援学校用に作成された教科書です。児童生徒の実態により、1の検定済教科書の使用が適切でない場合に選定します。

資料の3ページをご覧ください。これは、2024年度(令和6年度)に使用する文部科学省著作教科書の一覧です。著作教科書は、国語、算数・数学、生活、音楽の4教科に加え、2025年度(令和7年度)から新たに、社会、理科、職業・家庭の☆4～☆5が発行されます。各種目にある☆1～☆3は、特別支援学校の小学部で、☆4・☆5は、中学部で使用します。これらの著作教科書を、選定した場合は、他の教科書を選定することはできません。

1ページに戻ります。「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、児童生徒の実態により、1の検定済教科書

や、2の著作教科書の使用が適切でない場合に選定します。児童生徒の日常生活や対人関係の状況、物事の興味関心、言葉や数の認識の程度など、一人一人の実態と、現在使用している教科書の活用状況、過去の教科書の給与状況といった点を踏まえ、校内の教科書選定会議で選定します。

本日は、「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の採択をご審議いただきます。委員の皆様の前には、見本として、2の「著作教科書」と3の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の一部を用意しています。

それでは、4ページをご覧ください。ここからは、各学校から申請された教科書について、選定理由書などを取りまとめた「採択資料」です。

5ページをご覧ください。「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の、学校からの申請状況です。「—（よこぼう）」は、教育課程への位置付けがなく、教科書の採択が必要のないことを示しています。種目ごと、児童生徒一人につき、1冊を選定することになっています。

なお、2024年度（令和6年度）から発行される著作教科書を選定した場合、「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」を選定することはできません。

申請点数の合計は、小学校259点、中学校185点、計444点です。

6ページをご覧ください。6ページから44ページまでは、各小学校、中学校等で選定された「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の図書名とその理由です。障がいの状態や発達段階などを考慮し、日常生活との関連、写真やイラストの使用、文字の大きさなどの視点で選定し、その理由を記載しています。以上、申請している「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」について、採択していただきますよう、よろしくお願いいたします。

小林教育長                   ご意見、ご質問はありませんか。

児玉委員                   個人的には良いと思います。今までも同じやり方で選んでいますか。何か問題がありましたか。

片山学びづくり課長                   今までも同じやり方です。まずは通常の教科書の下学年のものが使えるかどうかを各学校で審議します。難しいと判断した場合は、星本を使用します。星本も難しいと判断した場合は、理由書にある、一人ひとりに応じた一般図書を使用する流れになります。

昨年度まで、星本に「生活」の教科書がなく、どのような教科書を使用すれば良いか選定が難しいという状況がありました。今年度

から「生活科」の教科書ができ、内容も挨拶や安全基本的な生活習慣、自然、命の大切さ、社会の仕組みなど、充実しています。

神原委員

通常、1回採択されると学年が上がっても同じ教科書を使用します。例えば、国語で光村図書出版を採択すると、学年が上がっていく度に、子どもたちは新学年の光村図書の教科書をいただくとと思います。学校教育法附則第9条第1項の教科書を選んだ場合、学年があがったときはどうなりますか。

片山学びづくり課長

小学校1年生が学校教育法附則第9条第1項の教科書「道徳」を使用した場合で説明します。

小学校1年生の道徳の時間は、年間に34時間で、学習内容の項目は19項目あります。19時間分は、学校教育法附則第9条第1項の教科書を使い学習し、残りの時間は他のことを学習します。2年生に進級後も同じ1年生の教科書を使用し、1年間で学習できていない内容を学習するため、2年続けて同じ教科書を使用することは、道徳に限らずどの教科でもあります。

横藤田委員

子どもは、それぞれ能力は違うため、その子どもに合った教科書を選ぶことは非常に難しいと思います。

例えば、星3つの教科書を使用して学習すると決まって、実際に学習していく中で、星3つの教科書は合わない判断した場合、星2つの教科書に年度途中で変更することは可能ですか。

片山学びづくり課長

教科書を年度途中で変えることはできません。そのため、各学校の選定委員会でしっかり審議するように学校へ伝えていきます。

横藤田委員

どの教科書を選ぶかという判断は非常に難しいと思います。予算の関係もあるかもしれませんが、1人2つの教科書を配布するなど検討してもいいのではと思います。

片山学びづくり課長

2024年度（令和6年度）までは、生活科の教科書のみ、教科書を複数配布していました。生活は内容が幅広く、興味関心が途中で変わるなどの状況があるため、いろんな分野のものを配布していました。

2025年度（令和7年度）からは「生活科」でき、あらゆる分野が網羅されているため、複数の教科書を採択するということはありません。

子どもたちは、年度途中で興味を持っていたことが変わる状況はあるため、すべて教科書使用するというわけではなく、色々な教材、補助教材を使用するなど学習を工夫するよう、学校へは伝えていきます。

横藤田委員

特別支援学級は、それぞれのスピードで次のステップへ進むと思います。年度中でも対応できる体制があれば良いのではと思いました。

小林教育長	ご意見としてお伺いします。子どもの状況をみながら授業を進めていきます。 他に、何かありますか。
全教育委員	(なし)
小林教育長	ないようですので、お諮りします。 議第27号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。  それでは、これより秘密会とします。  (非公開部分)  予定しておりました議案はすべて審議いたしました。他に何かありますでしょうか。
全教育委員	(なし)
小林教育長	ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。 なお、次回の教育委員会会議は、10月9日(水)午後2時からを予定しています。  本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。 <b>【閉会時刻 午前11時30分】</b>